

国立大学法人法に関する政省令案の概要

- ※ (条文) は、これらの政省令の制定根拠となる国立大学法人法及び準用する独立行政法人通則法の該当条文。
- ※ これらの政省令については、基本的には平成15年10月1日に施行すべく現在関係省庁等と調整中。

I 国立大学法人法施行令案(政令)

- 1 政府からの国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)に対する出資の目的である土地等の価額の評価を行う評価委員は、財務省の職員、文部科学省の職員及び当該国立大学法人等の役員の各1名並びに学識経験者2名とし、文部科学大臣が任命することとする他、評価に関する庶務について規定を置くこと(第7条第7項関係)。
- 2 非常勤の理事となることができる教育公務員の範囲を、公立大学の学長、副学長若しくは教授又はこれらに準ずる者とすること(第16条第2項関係)。
- 3 国立大学法人等が出資することができる事業を、大学等技術移転法に規定する「特定大学技術移転事業」とすること(第22条第1項第6号及び第29条第1項第5号関係)。
- 4 中期目標期間終了時の積立金の処分に関する文部科学大臣の承認について、当該中期目標期間の次の中期目標期間の最初の事業年度の6月30日までに得なければならないとともに、承認申請の際には、直近の貸借対照表、損益計算書を添付しなければならない等の手続を定めること。
また、積立金から承認の対象となった金額を控除した残余の額について国庫に納付することとなっていることにつきその手続を定めること(第32条第4項関係)。
- 5 国立大学法人等が長期借入又は債券発行を行うことができる土地の取得等は、①附属病院整備、②キャンパス移転整備、に関するものとすること(第33条第1項関係)
- 6 国立大学法人等が借換可能な長期借入金又は債券を、①附属病院整備、②キャンパス

移転整備に関する長期借入金又は債券とするとともに、借換の期間は当該長期借入金又は債券の償還期間内とすること。また、当該長期借入金又は債券の償還期間の上限を文部科学省令で定めることとすること（国立大学法人法施行規則において、施設は25年、土地・設備は10年と規定する予定。「III 国立大学法人法施行規則」の6参照）（第33条第2項関係）。

- 7 長期借入金の認可申請について、借り入れを必要とする理由、長期借入金の額、借入先、利率、償還方法・期限、利息の支払方法・期限等を記した申請書に、長期借入金の借り入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならないなどその手続を定めること（第33条第8項）。
- 8 債券の発行について、債券発行が可能な他の機関（日本郵政公社等）の例を踏まえ、債券の形式、債券の発行の方法、債券申込証、債券の引受け、債券の成立の特則、債券の払込み、債券の発行、債券原簿、利札が欠けている場合、債券の発行の認可等について定めること（第33条第8項関係）
- 9 国立大学法人等を国とみなして準用する他の法令（別添1）について規定すること（第37条第1項関係）。
　　国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する他の法令（別添2）について規定すること（第37条第2項関係）。
- 10 国立大学法人等が承継しない権利及び義務を、
 - ① 現在国立大学の所属に属する土地等で文部科学大臣が財務大臣と協議して指定したもの以外のもの、
 - ② 一般会計等に所属する物品、
 - ③ その他文部科学大臣が指定する権利及び義務、と定めること。
　　また、権利及び義務の承継時期は、国立大学法人成立の際（平成16年4月1日）及び出納完結の際（同年7月末日）と定めること（附則第9条第1項関係）。
- 11 権利義務の承継の際出資があったものとされる財産は、10 ①で指定された土地等及びこれ以外で文部科学大臣が指定するものとすること。
　　また、出資された価額から控除すべき負債として、産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰り入れ義務を定めること（附則第9条第2項関係）。
- 12 国から承継した国の貸付金（NTT株売却益による社会資本整備特別措置法に係るもの）及びこれまでの附属病院整備に関して独立行政法人国立大学財務・経営センターに

対して各国立大学法人が負担する債務の償還等について定めること（附則第11条第2項及び第12条第4項関係）。

13 現に国立大学等が使用している国有財産の無償使用について、その手続等を定めること（附則第13条第1項）。

また、国立大学法人の職員の居住の用に供している合同宿舎（国有財産）で無償使用の対象となるものは文部科学大臣と財務大臣が協議して定めるなど合同宿舎の無償使用について定めること（同条第2項）。

14 NTT株壳却益による社会资本整備特別措置法による国の無利子貸付けの償還期間（5年）等を定めること（附則第14条関係）。

15 国立大学法人が国から継承した不動産に関する登記について、法人が国とともに登記する必要はなく嘱託登記を可能とするなどの具体的な特例について定めること（附則第18条関係）。

国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置について具体的に定めること（附則第19条関係）。

16 国立大学法人等の設立に伴う必要な経過措置として、別添3のとおり定めること（附則第22条関係）。

II 国立大学法人評価委員会令案(政令)

1 国立大学法人評価委員会は委員20人以内で組織するとともに、必要に応じ臨時委員、専門委員を置くことができることとすること。

2 委員は、大学又は大学共同利用機関に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命することとすること。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするとともに、委員は再任されることとできることとすること。

4 委員長は委員の互選により選任することとし、委員長は会務を総理し委員会を代表することとすること。委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代

理することとすること。

5 国立大学法人評価委員会に、国立大学法人分科会及び大学共同利用機関法人分科会を置くこととすること。

分科会に属すべき委員（臨時委員・専門委員）は文部科学大臣が指名するとともに、当該分科会の事務を掌理する分科会長は、当該分科会に属する委員の互選により選任することとすること。分科会長に事故あるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が指名する者がその職務を代理することとすること。

委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とすることとすること。

6 国立大学法人評価委員会及び各分科会は、部会を置くことができることとともに、分科会と同様の規定を部会についても定めること。

7 国立大学法人評価委員会及び分科会の議事について定めること（①委員及び議事に関する臨時委員による過半数の定足数、②過半数議決、③可否同数の場合の委員長決定）。

8 国立大学法人評価委員会は、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることとすること。

9 国立大学法人評価委員会は、評価結果を総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する前に、当該評価結果について国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与すること（国立大学法人法施行規則（省令）において、評価結果の確定プロセスにおける国立大学法人からの意見申立の機会について別途規定の予定。「III 国立大学法人法施行規則」の7参照）。

この場合において意見の申立があったときは、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して評価結果とともに当該意見も併せて通知し公表することとする。

10 国立大学法人評価委員会の庶務は、文部科学省高等教育局高等教育企画課（大学共同利用機関法人分科会についてのみ研究振興局学術機関課）において処理することとすること。

11 政令で規定するもののほか、議事の手続等国立大学法人評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとすること。

III 国立大学法人法施行規則案(省令)

- 1 中期計画の作成・変更、年度計画の作成・変更、各事業年度の評価、中期目標期間終了時の事業報告書の文部科学大臣への提出、中期目標期間の業務の実績の評価について、その手続等を定めること（第31条第1項並びに準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という）第31条、第32条、第33条及び第34条関係）。
- 2 中期計画記載事項として、①施設及び設備に関する計画、②人事に関する計画、③出資の業務に関する計画、④中期目標期間を超える債務負担、⑤積立金の使途、⑥長期借入金及び債券発行に関する計画、⑦その他中期目標を達成するために必要な事項、を定めること（第31条第2項第7号関係）
- 3 業務方法書記載事項として、①TLOへの出資、②業務委託の基準、③競争入札その他契約に関する基本的事項、④その他国立大学法人等の業務の執行について必要な事項、を定めること（準用通則法第28条第2項関係）
- 4 国立大学法人等について、会計の原則（文部科学大臣が別に定める国立大学法人等に関する会計基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用される等）、会計処理、財務諸表（キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書）及び財務諸表の閲覧期間（6年）を定めること（準用通則法第37条、第38条第1項及び同条第4項関係）。
- 5 その処分について文部科学大臣の認可を要する重要財産の範囲（土地、建物等）を定めるとともに、償還計画の認可、短期借入金の認可、重要財産の処分等の認可、剰余金のうち中期計画に定める使途に当たられる額の承認の手続及び積立金の処分に係る申請書の添付書類（貸借対照表及び損益計算書）を定めること（準用通則法第50条関係）。
- 6 国立大学法人等が長期借入金及び債券の借換した場合の償還期間の上限を、施設については25年、設備・土地については10年とすること（第33条第2項関係）。
- 7 国立大学法人評価委員会が評価を行うに当たっては、国立大学法人等に意見を述べる機会を付与しなければならないこととすること（大学評価・学位授与機構が評価を行うに当たって国立大学法人等に意見を述べる機会を付与しなければならないとの規定は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法施行規則（省令）において定める予定）。

国立大学法人等を国とみなして準用する法律及び政令

法律名	法律番号	所管省厅	条項号	「国とみなすことによる効果」	参考
教育基本法	昭和22年法律第25号	文部科学省	第4条第2項	国立大学附属学校における義務教育については授業料を徴収しない	
			第9条第2項	国立大学附属学校において宗教教育をしてはならない	
児童福祉法	昭和22年法律第164号	厚生労働省	第21条の9第4項	国立大学病院は「指定療育機関」の指定の対象となる	
大麻取締法	昭和23年法律第124号	厚生労働省	第22条の3第2項	国立大学病院は犯罪鑑識の用に供する大麻の交付を受けることができる	
医療法	昭和23年法律第205号	厚生労働省	第4条	国立大学病院は、国の開設する病院として地域医療支援病院の承認を受けることができる	
			第6条	国立大学病院は国の開設する病院として医療法上の特例の対象となる	
身体障害者福祉法	昭和24年法律第283号	厚生労働省	第19条の2第1項	国立大学病院は更生医療を担当する医療機関の指定の対象となる	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25年法律第123号	厚生労働省	第19条の8	国立大学病院は精神病院に代わる施設としての指定の対象外となる。	
			第29条第1項及び第4項、第29条の6第1項、第29条の7	国立大学病院は、原則として、都道府県知事が入院措置の対象とした精神障害者を入院させる義務を負うこととなる	
漁港漁場整備法	昭和25年法律第137号	農林水産省	第39条第4項、第39条の5第1項	国立大学法人が漁港の区域内の水面において水面の占用等をする場合には、許可是必要なく、漁港管理者に協議をすることをもって足り、また、占用料は徴収されない。	
生活保護法	昭和25年法律第144号	厚生労働省	第49条	国立大学病院は医療扶助のための医療を担当する機関としての指定の対象となる。	
建築基準法	昭和25年法律第201号	国土交通省	第18条	国立大学法人の建築物については、建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続きの特例の対象となる。	
			第87条第1項、第87条の2、第88条第1~3項、第90条第3項	国立大学法人については、建築物の用途の変更や、建築設備、工作物等についての特例の対象とする。	
港湾法	昭和25年法律第218号	国土交通省	第37条第3・4項	国立大学法人が港湾区域内の水面において水面の占用等をする場合には、許可是必要なく、港湾管理者に協議をすることをもって足り、また、占用料は徴収されない。	
			第38条の2第1項及び第9・10項	国立大学法人が臨港地区内において一定の面積以上の事業場の新設等を行う場合には、届出は必要なく、港湾管理者への通知で足りる。	
結核予防法	昭和26年法律第96号	厚生労働省	第36条	国立大学病院は結核予防法上の指定医療機関としての指定の対象となる。	
道路運送車両法	昭和26年法律第185号	国土交通省	第102条第1項	登録申請手数料等を免除される。	
覚せい剤取締法	昭和26年法律第252号	厚生労働省	第30条の15第1項及び第4項	国立大学病院に対する指定が失効した場合等に、措置義務を負うのは国立大学病院の管理者となる。	
			第34条の3第2項	国立大学病院は覚せい剤原料の交付を受けることができることとなる	

			第35条第1項及び第3項、第36条、第37条、第40条の2第1項	国立大学病院は覚せい剤施用機関の指定の対象となり、また、国の機関についての特例の対象となる	
麻薬及び向精神薬取締法	昭和28年法律第14号	厚生労働省	第50条の5第1項	国立大学病院については厚生労働大臣が向精神薬試験研究施設の登録を行うこととなる。	
都市公園法	昭和31年法律第79号	国土交通省	第9条、第23条第3項	国立大学法人が行う事業のために都市公園(又は公園予定地)を占用する場合は、許可は必要なく、公園管理者との協議が成立することをもって足りる。	
海岸法	昭和31年法律第101号	国土交通省	第10条第2項	国立大学法人が海岸を占用する場合には、許可は必要なく、海岸管理者に協議することをもって足りる。	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年法律第166号	文部科学省・経済産業省	第76条	承認を受ける際の手数料等を免除される。	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	昭和32年法律第167号	文部科学省	第50条	承認を受ける際の手数料等を免除される。	
【P】銃砲刀剣類所持等取締法	昭和33年法律第6号	警察庁	第3条	国立大学法人の職員は、試験もしくは研究のため、又は公衆の観覧に供するために銃砲又は刀剣類を所持することができることとなる。	経過措置での対応となる可能性あり
地すべり等防止法	昭和33年法律第30号	農林水産省・国土交通省	第11条第2項、第20条第2項、第23条第5項、第45条第1項	国立大学法人が地すべり防止工事を実施する際は、都道府県知事の承認は必要なく、協議をすることをもって足りるなど、特例の対象となる。	
下水道法	昭和33年法律第79号	国土交通省	第41条	国立大学法人が下水道に工作物を設置する場合等においては、許可は必要なく、下水道管理者と協議することをもって足りる。	
【P】宅地造成等規制法	昭和36年法律第191号	国土交通省	第11条	国立大学法人が宅地造成工事規制区域内において行う工事については、許可は必要なく、都道府県知事との協議が成立することを持って足りる。	
河川法	昭和39年法律第167号	国土交通省	第95条、第100条第1項	国立大学法人が河川工事を行う場合においては、承認や許可は必要なく、河川管理者との協議が成立することをもって足りる。	
母子保健法	昭和40年法律第141号	厚生労働省	第20条第5項	国立大学病院は養育医療機関の指定の対象となる。	
古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法	昭和41年法律第1号	国土交通省	第7条第3項、第8条第8項	国立大学法人が歴史的風土保存区域において建築物の新設等を行う場合には、届出は必要なく、通知で足りる。また、特別保存地区において建築物の新築等を行う場合には、許可は必要なく、府県知事との協議をもって足りる。	
【P】首都圏近郊緑地保全法	昭和41年法律第101号	国土交通省	第8条第3項	国立大学法人が保全区域において建築物の新設等を行う場合には、届出は必要なく、通知で足りる。	
【P】近畿圏の保全区域の整備に関する法律	昭和42年法律第103号	国土交通省	第9条第3項	国立大学法人が近郊緑地保全区域において建築物の新設等を行う場合には、届出は必要なく、通知で足りる。	
【P】都市計画法	昭和43年法律第100号	国土交通省	第42条第2項	国立大学法人が都市計画区域において予定建築物以外の建築物を新築する等の場合には、許可は必要なく、協議をもって足りる。	
			第52条の2第2項、	国立大学法人が市街地開発事業等予定区域において建築物の建築等を行う際には、許可は必要なく、都道府県知事との協議が成立することをもって足りる。	
			第53条第2項、第57条の3第1項	国立大学法人が都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内等において建築物の建築をする際には、許可は必要なく、都道府県知事との協議が成立することをもって足りる。	

			第58条の2第1項第3号	国立大学法人が地区計画の区域内において建築物の建築等を行う際には、届出は必要ない。	
			第58条の6第1項	国立大学法人の所有する土地については、遊休土地であってもその旨を通知する必要はない。	
			第59条第3・4項、第63条第1項、第65条第3項	国立大学法人は、国土交通大臣の承認を受けて国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を実施することができることとなる。	
			第80条第1項	国立大学法人は国土交通大臣による報告及び資料の提出要求の対象外となる。	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	昭和44年法律第57号	国土交通省	第7条第4項、第13条	国立大学法人が急傾斜地崩壊危険区域内において施設の設置等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。	
都市緑地保全法	昭和48年法律第72号	国土交通省	第5条第8項	国立大学法人が緑地保全地区において建築物の新築等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。	
幹線道路の沿道の整備に関する法律	昭和55年法律第34号	国土交通省	第10条第1項第3号	国立大学法人が沿道地区計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。	
集落地域整備法	昭和62年法律第63号	国土交通省	第6条第1項第3号	国立大学法人が集落地区計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。	
看護師等の人材確保の促進に関する法律	平成4年法律第86号	厚生労働省	第13条	国立大学病院が看護師等確保推進者を置いたときは、届出は必要なく、都道府県知事への届出をもって足りるなどの特例が適用される。	
獣医療法	平成4年法律第46号	農林水産省	第9条	国立大学法人が解説する診療施設については、届出義務が免除され通知で足りるなどの特例が適用される	
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	平成6年法律第44号	国土交通省	第4条第2項	国立大学法人は、所管行政庁の是正命令の対象外となる。	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	平成9年法律第49号	国土交通省	第33条第1項第3号	国立大学法人が防災街区整備地区計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。	
原子力災害対策特別措置法	平成11年法律第156号	文部科学省	第39条	国立大学法人が検査を受ける際の手数料が免除となる。	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成12年法律第57号	国土交通省	第14条	国立大学法人が特別警戒区域内において施設の設置等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。	
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	平成12年法律第104号	国土交通省・環境省	第11条	国立大学法人が対象建設工事を行う場合には、届出は必要なく、通知をもって足りる。	
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	平成14年法律第192号	厚生労働省	第15条第3号	国立大学法人は機構が行う斡旋事業の対象となる。	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	平成15年法律第110号	厚生労働省	第16条第1項	国立大学病院は指定医療機関の指定の対象となる。	
医療法施行令	昭和23年政令第326号	厚生労働省	第1条、第3条第1項、第4条の5	国立大学病院は国の開設する病院として医療法上の特例の対象となる。	
身体障害者福祉法施行令	昭和25年政令第78号	厚生労働省	第23条	国立大学病院は機関の名称又は所在地の変更等について、所在地の都道府県知事に届け出る必要がない	

診療放射線技師法施行令	昭和26年政令第385号	厚生労働省	第14条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。	
保健師助産師看護師法施行令	昭和28年政令第386号	厚生労働省	第21条	国の設置する学校に係る特例の適用対象となる。	
歯科技工士法施行令	昭和30年政令第228号	厚生労働省	第17条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。	
毒物及び劇物取締法施行令	昭和30年政令第261号	厚生労働省	第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号イ	国立大学は、国の機関として、毒物使用者となることができる。	
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令	昭和33年政令第226号	厚生労働省	第19条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。	
河川法施行令	昭和40年政令第14号	国土交通省	第16条の11	国が行う事業についての特例の適用対象となる。	
理学療法士及び作業療法士法施行令	昭和40年政令第327号	厚生労働省	第16条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。	
視能訓練士法施行令	昭和46年政令第246号	厚生労働省	第17条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。	
歯科衛生士法施行令	平成3年政令第226号	厚生労働省	第9条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	平成4年政令第301号	厚生労働省	第8条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。	
柔道整復師法施行令	平成4年政令第302号	厚生労働省	第9条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。	
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令	平成4年政令第345号	厚生労働省	第2条	国立大学病院が看護師等確保推進者を置いたときは、届出は必要なく、都道府県知事への届出をもつて足りるなどの特例が適用される。	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令	平成7年政令第26号	厚生労働省	第11条、第12条、第13条	国立大学病院は都道府県知事を経由せずに申請書の提出等ができることになる。	

国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する法律及び政令

法律名	法律番号	所管省庁	条項号	独立行政法人とみなすことによる効果	備考
博物館法	昭和26年法律第285号	文部科学省	第2条第1項、第29条	同法において定義される博物館から国立大学法人等が設置するものは除かれるとともに、国が国立大学法人等の設置する博物館の事業に類する事業を行う施設に対し指導又は助言を行うことができるようになる。	
国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律	昭和22年法律第194号	法務省	第2条第4項、第3条、第6条の3、第7条第1項、同条第3・第4項、第8条、第9条	国立大学法人の業務に関する訴訟等の遂行に当たって、一定の場合には法務大臣の関与が行えるようになる。	
医療法	昭和23年法律第205号	厚生労働省	第7条の2第6項	病床数増加等の際の厚生労働大臣との協議が義務づけられる。	
航空法	昭和27年法律第231号	国土交通省	第135条	登録申請手数料等を免除される。	みなした上で、当該法律の施行令を改正（当該施行令において法人の範囲を限定される可能性あり）
著作権法	昭和45年法律第48号	文部科学省	第70条第2項	裁判に関する申請手数料を免除される。	みなした上で、当該法律の施行令を改正（当該施行令において法人の範囲を限定される可能性あり）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	昭和45年法律第136号	国土交通省	第47条	国土交通大臣が国立大学法人等に対して、海洋の汚染の防止等に關し、資料又は情報の提供など必要な協力を求めるができるようになる。	
航空・鉄道事故調査委員会設置法	昭和48年法律第113号	国土交通省	第18条	委員会が事故等調査を行うに当たって、国立大学法人等に資料又は情報の提供その他の協力を求めるができるようになる。	
基盤技術研究円滑化法	昭和60年法律第65号	総務省	第7条	通信・放送機構の業務のうち、通信・放送基盤技術に関する試験研究の委託対象から国立大学法人等が除外される。	
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	昭和61年法律第65号	文部科学省	第26条	登録手数料を免除される。	みなした上で、当該法律の施行令を改正（当該施行令において法人の範囲を限定される可能性あり）
国際緊急援助隊の派遣に関する法律	昭和62年法律第93号	外務省	第4条第7項	文部科学大臣が、国立大学法人等の職員に国際緊急援助活動を行うよう要請することができるようになる。	
多極分散型国土形成促進法	昭和63年法律第83号	国土交通省	第3条	国が、国立大学法人等の主たる事務所の新設又は移転に当たっても、多極分散型国土の形成について配慮することとなる。	
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	昭和63年法律第95号	総務省	第9条第2項第3号、第27条	国立大学法人等が業務の遂行に必要な範囲内で処理情報を使用する場合に、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用できるようになる。	
国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	総務省	第42条	国立大学法人は同条の努力義務が課される。	
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年法律第100号	環境省	第2条	国立大学法人は同法の適用と対象となる。	
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成12年法律第127号	国土交通省	第2条	国立大学法人は同法の適用と対象となる。	

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	平成12年法律第144号	内閣官房	第31条	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が、国立大学法人等に対しても資料の提出その他の協力を求めることができるようになる。	
行政機関が行う政策の評価に関する法律	平成13年法律第86号	総務省	第15条第2項	国立大学法人は総務省が行う政策評価に関連した調査の対象になる。	
都市再生特別措置法	平成14年法律第22号	内閣官房	第10条	都市再生本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。	
知的財産基本法	平成14年法律第122号	内閣官房	第30条	知的財産戦略本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。	
構造改革特別区域法	平成14年法律第189号	内閣官房	第32条	構造改革特別区域推進本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。	

国立大学法人等の成立に伴い経過措置を検討すべき法令

【指定、承認等(国が受けた指定等を国立大学法人等が受けた指定等とみなす必要があると考えられるもの)】

法律名	法令番号	条項	経過措置が必要となる事項	備考
健康保険法	大正11年法律第70号	第63条第3項、第86条	特定承認保険医療機関の指定	
児童福祉法	昭和22年法律第164号	第21条の9	療養の給付を行う機関の指定	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	昭和22年法律第217号	第2条	養成施設の認定	
栄養士法	昭和22年法律第245号	第2条第1項、第5条の3第4号	養成施設の指定	
化製場等に関する法律	昭和23年法律第140号	第3条第1項	化製場等の設置の許可	
保健師助産師看護師法	昭和23年法律第203号	第19条、第20条、第21条	保健師養成学校等の指定	
歯科衛生士法	昭和23年法律第204号	第12条	歯科衛生士学校の指定	
医療法	昭和23年法律第205号	第4条の2、第7条第1項、第27条	病院開設の承認等	
教育職員免許法	昭和24年法律第147号	別表第一備考第5号	教員免許を取得するための課程の認定	
		第5条第1項	教員養成機関の指定	
		別表第三備考第8号	免許管理者による大学の課程等の指定	
社会教育法	昭和24年法律第207号	第51条第1項	通信教育の認定	
身体障害者福祉法	昭和24年法律第283号	第19条の2	更正医療を担当する医療機関の指定	
電波法	昭和25年法律第31号	第4条	国立大学等に対して行った免許	
生活保護法	昭和25年法律第144号	第49条	医療扶助のための医療を担当する機関の指定	
火薬類取締法	昭和25年法律第149号	第3条等	火薬類製造等の許可	
結核予防法	昭和26年法律第96号	第36条	第34条および第35条の医療を担当する機関の指定	
高圧ガス保安法	昭和26年法律第204号	(第4条)、第5条第1項	高圧ガスの製造の許可	
診療放射線技師法	昭和26年法律第226号	第20条	診療放射線技師養成のための学校の指定	
覚せい剤取締法	昭和26年法律第252号	第3条	覚せい剤施用機関の指定	

航空法	昭和27年法律第231号	第11条第1項但書、第79条	試験飛行等の許可、飛行場以外の場所における離着陸の許可	
麻薬及び向精神薬取締法	昭和28年法律第14号	第3条、第50条	麻薬及び向精神薬施用の免許	
歯科技工士法	昭和30年法律第168号	第14条	歯科技工士学校の指定	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年法律第166号	(第76条) 第23条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第2項、第28条の2第2項、第37条第1項、第39条第1項、第43条の2第1項、第52条第1項、第55条第1項、第56条の3第1項、第57条の2第1項、第59条の2第2項、第3項、第59条の3第2項、第61条の3第1項、第61条の8第1項	国立大学等に対して行った原子炉設置又は核燃料物質使用承認、国際規制物資使用承認等	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	昭和32年法律第167号	(第50条)第3条第1項、第4条の2第1項、第10条第2項、第11条の2第2項	放射性同位元素等の使用、廃棄に関する承認等	
水道法	昭和32年法律第177号	第32条	専用水道の敷設工事の確認等	
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	昭和33年法律第76号	第15条	臨床検査技師養成所等の指定	
電気事業法	昭和39年法律第170号	第3条	電気事業の許可	
理学療法士及び作業療法士法	昭和40年法律第137号	第11条、第12条	理学療法士及び作業療法士養成のための学校の指定	
母子保健法	昭和40年法律第141号	第20条	養育医療を担当する機関の指定	
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法及び歯科医師法の特例等に関する法律	昭和62年法律第29号	第2条第3号	臨床修練を行う病院の指定	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	平成6年法律第117号	第13条、第19条	医療機関等の指定	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	平成7年法律第65号	第4条	特定物質の製造等の許可	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成10年法律第104号	第38条	感染症指定医療機関の指定	
健康増進法	平成14年法律第103号	第21条第1項	特定給食施設の指定	

【通知又は届出(国がした通知等を国立大学法人等がした通知等とみなす必要があると考えられるもの】

法令名	法令番号	条項	経過措置が必要となる事項	備考
化製場等に関する法律	昭和23年法律第140号	第3条第2項	化製場について条例で定める事項の変更の届出	
医療法	昭和23年法律第205号	第7条第1項、第8条の2第2項、第9条、第15条第3項	診療所等の開設の通知等	
電波法	昭和25年法律第31号	第9条	工事設計の変更の届出	
火薬類取締法	昭和25年法律第149号	第10条第2項等	火薬類製造施設等の変更の届出	
覚せい剤取締法	昭和26年法律第252号	第30条	覚せい剤の数量等の報告	
麻薬及び向精神薬取締法	昭和28年法律第14号	第48条	麻薬管理者等の届出	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年法律第166号	第26条第2項、第30条、第38条第1項、第40条第2項、第43条の3第2項、第55条第2項、第57条の3第2項、第61条の3第4項、第6項、第61条の5第1項、第2項、第65条第1項	原子炉の設置、運転等及び核燃料物質の使用に係る届出、国際規制物資使用に係る届出	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	昭和32年法律第167号	第3条の2第1項、第2項、第3項、第10条第1項、第6項、第5項、第11条の2第1項、第21条第1項、第3項、第27条第1項、第34条第2項、第37条第3項	放射性同位元素等の使用、廃棄に関する届出	
下水道法	昭和33年法律第79号	第11条の2、第12条の3	公共下水道使用開始の届出等	
電気事業法	昭和39年法律第170号	第42条、第43条	事業用電気工作物の設置に関する届出等	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	平成7年法律第65号	第24条	指定物質の製造数量の届出	
原子力災害対策特別措置法	平成11年法律第156号	第7条第3項、第8条第4項、第9条第5項、第11条第3項	原子力事業者防災業務計画等の届出	
健康増進法	平成14年法律第103号	第20条第1項	特定給食施設の設置の届出	
医療法施行令	昭和23年政令第326号	第4条の2第1項・第2項、第4条の3	病院開設等の届出	

【協議に基づく占用、行為(国がした協議に基づく占用等を国立大学法人等がした協議等に基づく占用等とみなす必要があると考えられるもの】

法令名	法令番号	条項	経過措置が必要となる事項	備考
漁港漁場整備法	昭和25年法律第137号	第39条第4項	協議に基づく占用	
港湾法	昭和25年法律第218号	第37条第3項	協議に基づく占用等	
道路法	昭和27年法律第180号	第35条	協議に基づく占用	法人化後は、許可に基づく占用とみなす必要がある。
都市公園法	昭和31年法律第79号	第9条	協議に基づく占用	
海岸法	昭和31年法律第101号	第10条第2項	協議に基づく占用等	
下水道法	昭和33年法律第79号	第41条	協議に基づく行為(公共下水道への接続)	
河川法	昭和39年法律第167号	第95条	協議に基づく占用等	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	平成7年法律第39号	第21条	協議に基づく占用	該当数が少ないため、運用で対応する可能性あり